

# ブラック企業と呼ばれないための 知識習得セミナー

～消費税の軽減税率導入・税率引き上げに備えて、組織体制を強化するために～

企業にとって優秀な人材の確保は生き残りと発展のために差し迫った重要な課題となっています。

このような時代において、一旦ブラック企業のレッテルを貼られた会社は、求人以外でも企業を取り巻くあらゆるものに悪い影響を受けます。この講義は、会社をブラック企業と呼ばれないための最低限の知識を得るためのセミナーです。消費税の軽減税率導入・税率引き上げに備えて、組織体制を強化して、生産力向上による売上UPをめざしましょう。

## 講座内容

- ブラック企業って何？(定義と代表例)
  - ハラスメント ○不正行為及び隠蔽 ○給与未払 ○過度な責任追及 他
- 違反があればブラックなのか？
  - よくある違反例(時間管理・社会保険適用・費用負担・過剰な処分)
  - 違反によるリスク(労基署調査・あっせん・合同労組・労働審判・訴訟)
- 悪評が与える影響を考える
  - ネット上のブラック判断基準 ○従業員のSNS使用について
- 段階に応じた改善策
  - 症状に合わない治療を勧められても… ○ホワイト企業であるメリット
  - チェックによる段階判断
    - (①多くの点に違反が見当たらない段階②小さな違反については仕方ないと妥協している段階③違反はなく、更なる発展を目指す段階)

## 講師

長友社会保険労務士事務所 所長  
特定社会保険労務士  
ハラスメント防止コンサルタント

**長友 久和氏**

〒634-0804 橿原市内膳町2-3-12-103  
電話 0744-46-9968  
FAX 0744-46-9969  
E-MAIL h.nagatomo@sr-nagatomo.jp  
HP <http://www.sr-nagatomo.jp/>



**開催日時：平成29年8月3日(木) 13:30~15:30(個別相談15:30~)**  
※1社20分程度、申込順3社限定とします。

**会場：橿原商工会議所 4階会議室 (所在地) 橿原市久米町652-2**  
\*橿原商工会議所には専用駐車場がございませんので、お車でのご越しの場合は隣接する市営駐車場(自己負担)等をご利用ください。

**受講料：無料**

**定員：36名(参加は1社2名まで)**  
\*定員になり次第締め切ります。 \*受講者が10名に満たない場合、中止する場合があります。

**対象：小規模事業者** 小規模事業者とは…商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)は常時雇用する従業員が5名以下、製造業・その他(サービス業のうち宿泊業・娯楽業を含む)は20名以下の事業者

**申込方法：下記の申込書に記入の上、FAXでお申し込みください。**  
※受講票は発行しませんので、当所より連絡がない限り、当日会場までお越しください。  
※申込に当たり本商工会議所が主催するセミナー等に過去事業当日、無連絡で2回以上欠席した場合は、受講をお断りすることがあります。

**申込締切：平成29年7月28日(金)まで**

## 受講申込書

フリガナ				個別相談
受講者名	①	②		1社20分程度、申込順3社限定。 希望あり・希望なし (どちらかに○をお付けください) ※内容については、後日電話にて確認致します。
事業所名				
所在地				
業種	製造・建設・卸売・小売・サービス・その他		従業員数	名 (代表者及び短時間労働者を除く)
TEL			FAX	

※ご記入頂いた情報は商工会議所からの各種連絡・情報提供の為に利用するほか、参加者の実態調査・分析の為に利用することがございます。  
また、セミナーで写真撮影したものを当所のホームページ、広報紙「かしはら商工ニュース」において公開する場合がございます。

**主催： 橿原商工会議所 中小企業相談所・商業部会** 〒634-0063 橿原市久米町652-2  
**TEL 0744-28-4400 / FAX 0744-28-4430**

